

皆様、日頃より本会の安全衛生活動に対するご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび表記のとおり、昨年末から断続的に発生している重大災害に歯止めをするべく、本リーフレットを発行いたしました。災害事例を検証いたしますと、労働安全衛生法違反の災害が数多く見受けられ、労働安全衛生法を遵守し、正しい手順で作業を行っていれば防げた災害ばかりであります。

この事例における労働安全衛生法違反は、単に作業者の問題によるものだけではなく、作業に至るまでの社内教育、作業計画、作業管理等の部分にも大きな欠如が見受けられ、作業計画の段階における正しいリスクアセスメントが行われていなかったと考えさせられる事例ばかりであります。労働安全衛生法及び労働安全衛生規則では、ヘルメットの着用、安全帯の使用と安全帯を取付ける設備の設置が事業者には義務付けられており、法令順守は事業者として当然の責務であります。その義務が果たせない作業環境においては、作業を中止する責任も事業者にあることを強く訴えたいと思います。

このリーフレットは、ご覧になられた皆様に情報を共有していただき、共に再発防止に全力を挙げて取り組みたいとの思いで作製いたしました。日々過酷な労働環境に置かれている作業者の命を守り、安心して作業が行える環境を構築するのが事業者の責任であり、わたしたちもその一心で日々の活動を続けています。

どうか、ご高覧いただきました事業者の皆様、発注元の皆様、そして直接作業に従事する皆様が、災害の無い安全作業が行える環境づくりを意識した作業計画を実践していただきたく、お願い申し上げます。

末尾になりますが、皆様のご安全とガラス外装クリーニング作業から重大災害が撲滅できることを祈念いたします。

安全技術教育委員会

○ スローガン つなげよう命の綱 ひろげよう命の輪 ○

保護帽・保護具・ライフラインを正しく使用し 労働災害を防止しましょう
事業主・発注者・作業者が三位一体となって 労働災害を撲滅しましょう



一般社団法人全国ガラス外装クリーニング協会連合会

事務局 〒110-0016 東京都台東区台東1-27-11やわらぎビル

TEL:03-5817-8566 FAX:03-3835-3365

<http://jgc-a.jp/>

検索は 検索

つなげよう命の綱 ひろげよう命の輪

期 間 平成29年9月1日から平成30年2月28日

趣 旨

昨年末から本年6月までの期間にガラス外装クリーニングに関わる作業での死亡労働災害が6件発生し、6名の尊い命が失われました。

これは過去数年の中でも最悪のペースであり、災害の多くは労働安全衛生法による安全対策が行われていれば防げたと思われる災害となっております。

もとより死亡災害はあってはならないものであり、わたしたちは、この事態を打開するため、平成29年9月1日から平成30年2月28日までの間、『つなげよう命の綱 ひろげよう命の輪』を展開し、死亡労働災害の撲滅を期し、強化期間として以下の活動に取り組みます。

(死亡災害件数は本会が収集した情報を基にしています)

一般社団法人全国ガラス外装クリーニング協会連合会

取組み強化期間

(1)平成29年9月1日～平成30年2月28日

労働災害防止活動強化期間

ロープ高所作業に係る安全対策の更なる推進強化期間

(2)平成29年9月1日～10月7日

全国労働衛生週間の推進

(3)平成29年12月1日～平成30年1月31日

年末年始無災害運動の推進

<事例1>

平成28年12月30日、大阪府内において81歳の男性が4階建て建造物の窓ガラスをロープ高所作業の方法による清掃作業中に4階付近から墜落し死亡した。

【解説】作業中何らかの原因でメインロープがずれてしまい、その衝撃でバランスを崩し墜落したと思われる。ヘルメット未着用、ライフライン未設置であった。メインロープ1本で作業していた事が最大の原因。明らかな労働安全衛生規則違反である。又、81歳の作業者が従事する事も問題視される。

<事例2>

平成29年1月6日、東京都内において40歳代の男性が2階建て建造物の窓ガラスをロープ高所作業の方法による準備作業中に屋上から墜落し死亡した。

【解説】作業準備中での墜落事故である。原因は安全帯の未使用であり、類似の事故が後を絶たない。屋上での準備作業も高所作業であり、安全帯の未使用は労働安全衛生法違反にあたる。

<事例3>

平成29年1月7日、大阪府内において44歳の男性が9階建て建造物の窓ガラスをロープ高所作業の方法による清掃作業中に8階付近から墜落し死亡した。

【解説】被災者は、ロープで8階まで下降し、ベランダに乗り移って作業を行い、作業後ベランダから再度ブランコ台に搭乗しようとした際に約23mの高さから墜落した。直接的原因はライフラインと墜落阻止器具を連結していなかった事にあるが、作業計画の段階でブランコ台からベランダに乗り移る手順を問題視するべきであったと考えられる。

<事例4>

平成29年3月13日、東京都内において60歳代の男性が10階建て建造物の窓ガラスを乗り出しの方法による清掃作業中に6階付近から墜落し死亡した。

【解説】被災者は、6階部分の幅約40cmのキャットウォーク上に脚立を設置し作業を行った際、脚立と共に墜落した。直接的な原因は安全帯の未使用であり、労働安全衛生法違反にあたる。キャットウォーク上に脚立を設置する手順を作業計画の時点で問題視するべきであったと考えられる。

<事例5>

平成29年4月12日、熊本県内において42歳の男性が2階建て建造物の窓ガラスを梯子使用の方法による清掃作業中に2階付近から墜落し死亡した。

【解説】ヘルメット・安全帯は着用していたが、安全帯を取付けるための設備が無かった結果、安全帯の未使用が原因となった。又、ヘルメットは墜落の際に頭部から外れており、被災者は頭蓋骨骨折、脳挫傷により死亡した。ヘルメットに関しても正しく着用できていなかったと考えられる。

※安全帯の取付設備等に係る履行「高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に安全帯を使用させるときは、安全帯等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない」

<事例6>

平成29年6月12日、埼玉県内において65歳の男性が3階建て建造物の窓ガラスを乗り出しの方法による清掃作業中に2階庇付近から墜落し死亡した。

【解説】被災者は、2階部分の庇に高さ120cmの脚立を折りたたんだ状態で壁に立てかけて作業を行い、バランスを崩して約5mの高さから墜落し頭部損傷により死亡した。最大の原因はヘルメットを着用していなかった事にあるが、作業計画の段階で高さ約5mの庇の上で脚立を壁に立てかける作業手順を問題視するべきであったと考えられる。

主 唱 者

一般社団法人 全国ガラス外装クリーニング協会連合会	Tel.03(5817)8566
一般社団法人 北海道ガラス外装クリーニング協会	Tel.011(511)0700
一般社団法人 千葉ガラス外装クリーニング協会	Tel.043(441)7811
一般社団法人 東京ガラス外装クリーニング協会	Tel.03(3835)3364
一般社団法人 中部ガラス外装クリーニング協会	Tel.052(982)7885
一般社団法人 北陸ガラス外装クリーニング協会	Tel.0761(23)3624
一般社団法人 関西ガラス外装クリーニング協会	Tel.06(6397)7771
一般社団法人 九州ガラス外装クリーニング協会	Tel.092(738)5656

事務局連絡先

主唱者実施事項

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ①主唱者ホームページ特設サイト設置・運営 | ⑨各種安全教育講習会の実施 |
| ②業界紙を通じて広報 | ⑩事業場・団体への安全技術教育委員の講師派遣協力 |
| ③災害発生に対する調査・指導 | ⑪会員労働災害発生状況調査の実施 |
| ④業界団体に対する周知・実施への協力要請 | ⑫会員・会員外事業場への周知啓発 |
| ⑤関係行政機関に対する支援協力依頼 | ⑬厚生労働省労働基準局要請通達の実施 |
| ⑥安全衛生広報図書配布 | ⑭関係行政機関・関連団体が行う安全衛生行事への協力 |
| ⑦安全バトロールの実施 | ⑮その他労働災害防止に関連する活動 |
| ⑧労働安全衛生大会の実施 | |